

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する

政令要綱

第一 特定登録調査機関の登録の有効期間を定めること。

第二 特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願について、出願審査の請求の手数料の軽減額を定めること。

第三 実用新案法第二条第一項ただし書の政令で定める期間を一月とすること。

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。